

## 新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」になることを受けて

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に変更されることに伴い、本日、古賀市として新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の対応方針を決定しました。

令和5年5月7日付で対策本部を廃止するとともに、「福祉・教育施設等における濃厚接触者の待機期間短縮に用いる抗原検査キット配布」や「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援」などの事業を終了します。

新型コロナワクチン接種については、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、令和5年度もすべての方が自己負担なしで接種できることとなっており、市としてワクチン接種を継続し、情報提供や接種券の発送を着実に進めていきます。

検査で陽性になった方で症状が悪化した時などは、診断を受けた医療機関やかかりつけ医のほか、福岡県の相談窓口（050-3665-8126、24時間対応）にご相談ください。後遺症に悩みを抱えている方のご相談も可能です。なお、感染症全般のご相談は引き続き市の健康介護課でもお受けします。

ワクチン接種などの情報については引き続き市のホームページで発信するほか、福岡県のポータルページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>）もご参照ください。

なお、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど科学的な前提が異なる状況になれば、政府はただちに対応を見直すこととしており、市も速やかに対応していきます。

今後、日常の基本的な感染対策について、政府や自治体から一律に求められることはなくなり、市民の皆さまや事業者の皆さまには、自主的な判断のもとに取り組んでいただくこととなります。一方、医療機関や高齢者施設等は一定の対策が求められます。なお、古賀市は3月13日から市施設でのマスク着用については市民の皆さま、市職員ともに個人の判断に委ねていますが、重症化リスクの高い方への訪問時などはマスク着用を基本としています。

これからは、私たち一人一人が主体的に判断、行動し、社会経済活動を維持していくこととなります。よろしくごお願い申し上げます。

令和5年5月1日  
古賀市長 田辺一城